

受託試験業務約款

第1条（総則）

本受託試験約款（以下受託約款という）は、お客様（以下お客様という）と合同会社L I B C O N（以下当社という）との間において、受託試験にかかる試験業務をお客様が当社に委託し、当社がこれを受託する契約に適用されるものとする。

第2条（定義）

本受託試験約款において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- ① 「試験センター」とは、試験対象物の充放電試験、安全性試験等の各種試験を行う当社指定の試験センター（以下「試験センター」という。）をいう。
- ② 「試験設備」とは、試験センター内の試験、検査装置等の各種試験設備をいう。
- ③ 「試験対象物」とは、お客様から提供される試験体をいう。
- ④ 「試験」とは、試験センターで試験対象物に対して行うことのできる充放電試験、安全性試験等の各種試験をいう。
- ⑤ 「試験受託業務」とは、試験対象物の試験にかかる受託業務をいう。

第3条（受託試験業務契約の成立）

受託試験契約の締結手続きは、以下のとおりとする。

- ① お客様は、試験業務を当社に委託することを希望する場合は、試験対象物、試験内容、試験開始日時等の必要事項が記載された申込書を当社に対し交付する。
- ② 当社は、前号のお客様の申込みを受け、お客様の依頼内容に基づき、試験業務の詳細について、お客様と協議する。
- ③ 前号のお客様、当社間の協議が調ったときは、当社は試験見積書・仕様書を作成し、お客様に交付する。なお、「仕様書」は、前号の協議により、お客様が作成し、当社に交付することもできるものとする。
- ④ お客様は、前号の見積書・仕様書記載の条件を承諾し、これにかかる受託試験契約の締結を当社に申し込む場合は、「注文書」を当社に交付する。
- ⑤ 当社は、前号の注文書記載の条件を承諾する場合は、「請書」をお客様に交付する。

- 2 前項第③号の試験見積書および仕様書に記載の試験業務にかかる受託試験契約は、当社が前項第⑤号に基づきお客様に対し「請書」を交付したときに成立するものとする。

第4条（試験業務の委託）

お客様は、受託試験契約に従い、前条の仕様書（以下仕様書という）記載の試験業務を当社に委託し、当社はこれを受託するものとする。

第5条（受託試験委託期間）

お客様が当社へ委託する試験業務の委託期間は、受託試験契約で定めた仕様書記載の期間とする。

第6条（試験業務の履行場所および試験設備）

受託試験契約による当社の試験業務の履行場所は、試験センターとし、使用する試験設備は、仕様書に定める試験設備とする。

第7条（試験対象物の受け渡し）

お客様は、試験対象物につき、お客様自らの責任において、仕様書に定める日時までに、試験センターに納入するものとする。

当社は、試験対象物を受領したときは、遅滞無く試験対象物の状態、数量等について検査するものとし、その結果をお客様に通知する。なお、お客様は必要に応じ、当社が行う納入時の検査につき、立ち会うことができるものとする。

- 2 前項の検査において試験対象物の状態、数量等に滅失、毀損または変質等が発見されたときは、当社は直ちにお客様に通知し、試験業務の履行の中止、継続等についてお客様と協議のうえ決定するものとする。
- 3 試験対象物の納入が遅れたときは、当社は、業務委託期間を変更することができるものとする。
ただし、お客様との協議が整ったときは、当該協議結果に従う。
- 4 前各項の試験対象物の受け渡しに要する費用については、すべてお客様の負

担とする。

第8条（試験業務の履行・完了）

当社は、前条第1項により試験対象物の引渡しが無事完了したときは、仕様書に従い、善良なる管理者の注意をもって試験業務を履行するものとする。

- 2 前項により試験業務が無事完了したときは、当社は、当該試験業務の成果物を、仕様書に記載の方法により、お客様に対し提出するものとする。
- 3 お客様は、試験業務の変更、仕様書に記載のない業務、業務委託期間の更新、新たに生じた試験業務等について、これらを当社に依頼するときは、当該業務の履行について、別途当社と事前に協議をするものとし、当社の書面による承諾を要するものとする。なお、これら変更、追加の業務（試験業務であるか否かを問わない）にかかる対価は、第10条に定める料金とは別に、当社所定の金額とし、お客様が負担するものとする。

第9条（試験対象物の返還）

当社は、試験対象物をその試験業務完了後、試験センターにおいてお客様に返還するものとする。なお、特にお客様が希望し、当社が承諾したときは、お客様は、試験対象物をお客様の指定場所への返還にかかる業務を当社に対し、依頼できるものとする。この場合、試験対象物の発送をもって、お客様への返還が完了するものとする。

- 2 仕様書に従い試験業務を行ったことに起因して、試験対象物に、変質、滅失、毀損等が生じた場合であっても、当社はなんらその責を負わないものとする。
- 3 第1項の試験対象物の返還に要する費用については、すべてお客様の負担とする。

第10条（対価）

試験業務の対価およびその支払い条件は、受託試験契約で定めるものとし、お客様は、当社の請求に従いこれを支払うものとする。

第11条（検収）

お客様は、第8条第2項による成果物の引渡しから1週間以内に成果物の内容（試験結果）について自らの責任と負担において検査を行い、その内容に不備があった場合は、書面にて当社に通知するものとする。

この場合、当社は、すみやかにその不備について調査し、修正の可否についてお客様に報告するものとする。この検査期限までに成果物の不備について、お客様から当社へ書面による通知がなされないときは、検査に合格したものとみなし、以後当社はお客様に対し、試験業務およびその成果物の瑕疵その他不備についてなんら責任を負わないものとする。

第12条（保証）

当社は、仕様書に従い試験業務を行うこと、試験業務により得られた結果が成果物の内容のとおりであることのみを担保し、当該試験の結果が、お客様の特定の目的に合致することについては、保証しないものとする。

第13条（試験結果の保存）

当社は、第11条によるお客様の検査合格後については、試験設備に記録またはその記憶媒体に保存されている試験結果（以下試験データという）を直ちに読み取り不可能な状態にしたうえで消去するものとする。

ただし、お客様が希望し、受託試験契約でその期間を定めた場合は、当該期間に限り当社において保管することができるものとする。

- 2 前項により試験データが当社に保管されている期間に限り、お客様は、成果物の再発行を当社に対して依頼することができるものとする。この再発行に要する費用は有償とし、その引渡し方法とともにお客様当社は都度協議のうえ定めるものとする。

第14条（業務責任者）

お客様、当社は、受託試験契約において、試験業務の履行に係る責任者（以下業務責任者という）をそれぞれ定めるものとし、受託試験契約に基づく相手方への通知、依頼については業務責任者に対して行うものとする。なお、お客様および当社は、業務責任者を変更する場合には、事前に相手方に対し、書面にて通知するものとする。

第 1 5 条（試験業務の中止等）

- 天災地変、戦争、内乱、法令の制定または改廃、公権力による命令処分、電力会社による電力供給停止その他の当社の責に帰すことのできない事由による受託試験契約の履行遅滞もしくは履行不能について当社はなんら責任を負わないものとする。
- 2 前項の事由により当社が試験業務の履行を継続できないと判断した場合については、当社はお客様に対し通知のうえ、受託試験契約の全部または一部を変更または解除することができるものとする。
- これにより当社が受託試験契約を解除した場合であっても、当社は、当該解除日までに試験業務の履行のうえで要した費用についてお客様に対し請求できるものとし、お客様は、第 1 0 条に定める支払い条件により当社にこれを支払うものとする。
- 3 お客様自らの責に帰する事由により受託試験契約が終了した場合は、お客様は第 2 1 条に準じて受託試験契約における対価を上限としてその損害を賠償するものとする。

第 1 6 条（お客様の義務）

- お客様は、試験対象物の性質、大きさ、重量、保管、取り扱いに関する安全上の注意事項等について、予め当社に対し、これらの情報を提供するものとする。当社は、これにより試験対象物が当社所定の基準を逸脱すると判断するときは、当社は、その受領の拒否、受託試験契約の解除をお客様に対し申し出ることができるものとする。
- 2 お客様が前項の義務を怠ったことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、その責任をお客様が負うものとする。なお、当社が手順書に従い、試験対象物に対し振動、熱等の負荷をかける等の試験を行ったことに起因して何らかの事故が発生し、当社または第三者に損害が生じた場合も同様とする。
- 3 お客様が試験センターに立ち入るときは、都度試験センターの指示に従い利用規約の他、セキュリティ規定、構内管理規定等の試験センター所定の諸規則を遵守するものとする。

第 1 7 条（再委託）

- 当社は、お客様の事前の承認を得て、試験業務の全部または一部を当社自らの責任と負担において当社の協力会社等の第三者（以下再委託先という）に再委託できるものとする。
- 2 前項により当社が再委託先に再委託するときは、受託試験契約に基づく当社の義務と同等の義務を再委託先に履行させることをお客様に対し保証するものとする。

第 1 8 条（守秘義務）

- お客様、当社は、相手方の書面による承諾無くして、受託試験契約に関連して知り得た相手方固有の技術上、営業上その他業務の秘密に関し、第 5 条の業務委託期間中はもとより、その終了後も第三者に対し開示または漏洩してはならないものとする。なお、お客様および当社は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとする。
- 2 前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されないものとする。
- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの。
- ② 開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第 1 9 条（契約の解除）

- お客様が次の各号の一つに該当したときは、当社は、催告をしないで通知のみにより、受託試験契約の全部または一部を解除することができるものとする。この場合、お客様は期限の利益を喪失し、受託試験約款および受託試験契約に基づく一切の金銭債務全額を支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとする。
- ① 対価その他の金銭債務の支払を遅滞し、受託試験約款および受託試験契約の各条項のいずれかにでも違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告があったとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ④ 差押、仮差押、仮処分、その他類似の強制執行の申し立てがあったとき。
- ⑤ 監督官庁より営業停止、営業取消の処分を受けたとき。

- ⑥ 事業の休廃止または解散をし、もしくは、事業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第 2 0 条（禁止事項）

- お客様は、当社の承諾なくして、受託試験約款および受託試験契約に基づく権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡することはできないものとする。

第 2 1 条（損害賠償の範囲）

- 当社が、受託試験契約に違反していたことに起因して、お客様に損害を与えた場合、当社は、当該受託試験契約における対価を上限としてその損害を賠償するものとする。ただし、当社の賠償する損害は、直接損害に限られるものとし、間接的または派生的に発生した損害は含まないものとする。

第 2 2 条（消費税額、地方消費税額）

- お客様は第 1 0 条による業務委託料、およびその他の諸費用については、当社の請求時点の税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して当社に支払うものとする。

第 2 3 条（支払遅延損害金）

- お客様が個別受託契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、当社に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率 1 4 . 6 % の割合（1 年を 3 6 5 日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとする。

第 2 4 条（裁判管轄の合意）

- 個別受託契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、お客様、当社は合意するものとする。

第 2 5 条（その他）

- 受託試験契約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、その都度お客様および当社は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第 2 6 条（特約条項）

- お客様、当社は、受託試験契約について、当社の見積書・仕様書または別途書面において特約を定めた場合は、その特約は受託試験契約と一体となり、受託試験契約を補完および修正することを承認する。

第 2 7 条（受託約款の変更）

- 当社は、必要に応じ、随時受託約款を変更する。但し、この変更は既に有効に成立している試験受託契約に影響を及ぼさないものとする。

- 2 変更される受託約款によって既に有効に成立している契約内容を変更しようとする場合は、当該変更部分に対応し、受託試験契約を全部又は一部締結し直すこととする。

第 2 8 条（個別契約書の取扱い）

- お客様と当社が、個別に取り交わした契約書およびそれに基づく覚書等（以下総称して、「個別契約書」という）を締結した場合、個別契約書を適用する。

第 2 9 条（付則）

- 受託試験約款は、2025年10月1日以降に締結される受託試験契約について適用されるものとする。

以上